　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

直結給水装置設置条件承諾書

（あて先）

福島市水道事業管理者　　様

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | | 福島市 |
| 建物名称 | |  |
| 所  有  者 | 住　　　所 |  |
| 氏　　　名 |  |
|  |  |
| 管  理  人 | 住　　　所 |  |
| 氏　　　名 |  |
|  |  |

直結給水装置の申請にあたり、下記の条件を承諾し適正に管理することを承諾 します。

記

１　使用者への周知

　　　下記について承諾し、使用者等に周知徹底します。

1. 計画的な断水及び緊急的な断水の際に、水の使用が出来なくなること。
2. 停電や事故等により増圧設備が停止し、断水及び濁水が生じる場合があること。
3. 計量法に基づく水道メーターの取替え及び水道メーターの異常等による取替えの際に、断水すること。

２　直結増圧給水に係る事項

①　増圧ポンプ設置の猶予措置を受けた場合について

将来、配水管の圧力低下で出水不良等が生じた場合は、所有者の負担にて速やかに増圧設備を設置します。また、水圧低下により損害が生じても、申請者の責任で処理し上下水道局にご迷惑をおかけしません。

②　定期点検について

　 増圧設備の機能を適正に保つため、適宜、保守点検及び修理を行うとともに、１年以内ごとに１回の定期点検を行い、保守点検契約の写しを提出します。また、保守点検契約を変更したときは、速やかに新保守点検契約の写しを提出します。

③　損害の補償について

　　　　増圧設備の設置に起因して、逆流または漏水が発生し、上下水道局若しくはその他の使用者等に損害を与えた場合は、責任をもって補償いたします。

３　修繕区分

　　申込者または管理責任者は給水装置を善良な管理義務をもって行い、宅地内第１止水栓から下流側について、漏水等の不具合が発生した場合は、上下水道局の指示に従い申込者または管理責任者の責任において、すみやかに適切な措置をとります。

４　維持管理届について

　　　給水装置の所有者または管理人を変更するときは、変更後の所有者または管理人にこの装置が条件付きのものであることを熟知させた上、上下水道局に｢直結給水に関する維持管理届｣を提出します。

５　関係法令の遵守

　　　上記各項の他、取扱い上必要な事項は、水道法及び福島市水道条例・同施行規定などの関係法令を遵守して施行いたします。

６　紛争の解決

上記各項の条件を使用者等に周知徹底させ、紛争等が生じた場合については、当事者間で解決し、上下水道局に一切迷惑をおかけしません。

７　その他

　　　上下水道局が行う水量・水圧等の調査について協力いたします。